

法 人 事 業 税 等 の 税 率

平成28年4月1日現在

(法人事業税)

(標準税率: かつこ内の税率は地方法人特別税を計算する場合に使用します) 単位: %

区 分			平成26年10月1日以後に開始する事業年度			平成27年4月1日以後に開始する事業年度			平成28年4月1日以後に開始する事業年度			
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額※1)	所得年400万円以下 の金額	所得年400万円を超え 800万円以下の金額	所得年800万円を超 える金額	所得年400万円以下 の金額	所得年400万円を超 え800万円以下の金額	所得年800万円を超 える金額	所得年400万円以下 の金額	所得年400万円を超 え800万円以下の金額	所得年800万円を超 える金額
				外形標準課税法人	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	4.66(4.3)			3.4(3.1)	
4千万円以下	4.3(4.3)						3.1(3.1)			0.7(0.7)		
3県未満	4千万円超	2.39(2.2)	3.475(3.2)			4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)
	4千万円以下	2.2(2.2)	3.2(3.2)			4.3(4.3)	1.6(1.6)	2.3(2.3)	3.1(3.1)	0.3(0.3)	0.5(0.5)	0.7(0.7)
3億円超	3県以上	—	4.66(4.3)			3.4(3.1)			0.88(0.7)			
	3県未満	—	2.39(2.2)		3.475(3.2)	4.66(4.3)	1.755(1.6)	2.53(2.3)	3.4(3.1)	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)
付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額※1が1億4千万円超	0.504			0.756			1.26			
		“ 1億4千万円以下	0.48			0.72			1.2			
	3億円超	—	0.504			0.756			1.26			
資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額※1が1億6千万円超	0.21			0.315			0.525			
		“ 1億6千万円以下	0.2			0.3			0.5			
	3億円超	—	0.21			0.315			0.525			

※1 分割基準法人にあっては分割前の総額

※ 平成27年4月1日以後開始事業年度から、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回った場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とします。(地方税法第72条の21第1項及び第2項)

※ 中小企業団体の組織に関する法律第3条法人で外形標準課税法人に該当する場合の税率はお問い合わせください。

超過税率

(地方法人特別税)

課税標準	法人の種類	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	67.4%	93.5%	414.2%
	外形標準課税法人以外の法人	43.2%	43.2%	43.2%
基準法人収入割額		43.2%	43.2%	43.2%

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、かつこ内の税率(標準税率)で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

法 人 府 民 税 の 税 率

(法人税割)

区 分		平成13年4月1日以後に終了する事業年度 (平成26年9月30日以前に開始する事業年度に限る)	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額	法人税額(分割前の総額)		
	3億円以下	5%	3.2%
3億円超	—	5.8%	4%
保険業法に規定する相互会社			
中小企業団体の組織に関する法律第3条法人		5%	3.2%

(均等割)

法人の区分	税率(年額)
資本金等の額が1千万円以下の法人など※2	20,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円

※2 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。

※ 保険業法に規定する相互会社は、算定期間の末日における貸借対照表に基づき算定した純資産額に応じた均等割税率を適用します。

※ 平成27年4月1日以後開始事業年度から、法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額が資本金等の額となり、当該額が資本金と資本準備金の合算額を下回った場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とします。